

## 【マレーシア】改正子ども法による児童虐待厳罰化

海外立法情報課 光成 歩

\* 2016年4月6日、改正子ども法案がマレーシア下院で可決された。法案は、18歳未満の子どもに対するむち打ち刑を廃止し、子どもへの虐待や性的虐待、人身取引について、刑罰の量刑を最大で5倍とする厳罰化を図るものである。

### 1 背景

2001年子ども法は、マレーシア政府が1995年に子どもの権利条約を批准したことに伴い、1947年少年裁判所法、1973年女性及び少女保護法、1991年子ども保護法を統合して制定された。改正法案は、批准から20年を迎えたことを受けて、現行法が条約を十分に反映していないとの批判に対し、むち打ち刑の廃止など、条約に沿った修正を行うとして2015年12月に下院に提出された（注1）。法案は、近年虐待を受ける児童の数が増加していることに鑑み（注2）、児童虐待に対する罰則を強化する内容となっている。さらに政府は、子どもの保護に関する地域社会の役割を強化することを掲げており、法案には家族や医療機関職員以外による児童虐待の通報や保護官補助員（後述）の任命といった規定が導入されたほか、子どもの矯正プログラムの一環として社会奉仕活動が導入された（注3）。

### 2 法案の概要

#### (1) 国家子ども委員会（National Council for Children）の設立

現行法で設置されている子ども保護調整委員会に代えて、国家子ども委員会を設置することが定められた。子ども保護調整委員会が担当大臣の諮問機関であるのに対し、国家子ども委員会は、子どもの保護や矯正に関して政府に対して助言を行う機関で、担当大臣（注4）が議長を務め、関係省庁・部局の長又はその代理が構成員となる。国家子ども委員会の機能は、子どもの保護に関する公的サービスの質の確保、政府関係機関、NGO及び民間機関の資源や情報の調整、子どもの権利・尊厳及び子どもへの虐待防止に関する社会教育プログラムの策定や、子どもに関する政策決定への子ども自身の参加促進等である。

#### (2) 虐待の通報

子どもへの虐待を認識し得る医療機関の職員及び子どもの家族には、通報義務が課され、これを怠った場合の罰則として5千リングット（1リングットは約28円）以下の罰金もしくは2年以下の懲役又はその両方が定められている。改正案は、虐待の通報を怠った家族に認められていた保釈条項を削除した。また、通報義務が課された者以外による通報を認める規定が追加された。

#### (3) 児童虐待に対する罰則の強化

子どもの虐待（身体的虐待、無視、放棄又は子どもが身体的・精神的な傷を負う環境にさらすことを含む）又は性的虐待、それらを許諾することに対する罰則が強化され、5万リングット以下の罰金もしくは20年以下の懲役又はその両方を科すこととされ（現行法で

はそれぞれ 2 万リンギット以下と 10 年以下)、裁判所が適切と認める場合には、これに加えて、保護観察処分又は 24 時間以上 240 時間以下の社会奉仕活動を行うこととされる。保護下にある子どもに、路上や施設において、物乞い、詐欺、ギャンブル等子どもの心身を損なう違法行為を行わせた場合、又は子どもの親もしくは後見人が子どもの監護を放棄した場合、2 万リンギット以下の罰金もしくは 5 年以下の懲役又はその両方が科される（現行法ではそれぞれ 5 千リンギット以下と 2 年以下）。

#### (4) 人身取引に対する罰則の強化

人身売買を目的として子どもの監護・管理権を違法に移す、又は偽証に基づいて子どもをマレーシアに入国させるといった行為には、5 万リンギット以下の罰金もしくは 20 年以下の懲役又はその両方が科される（現行法ではそれぞれ 1 万リンギット以下と 10 年以下）。

#### (5) 虐待に関わった者の記録

保護の必要があると認められた子どもの情報を登録する登録簿について、子どもを被害者とする犯罪で有罪となった者の詳細を記録すべきことが新たに定められた。

#### (6) 保護官補助員 (Assistant Protector) の任命

保護官 (Protector) の下で子どもの一時保護を行う、保護官補助員の任命が新たに定められた。保護官補助員は子どもの一時保護、補導を行うことができ、保護官補助員の職務を意図的に妨害した場合、保護官に対する妨害と同等の罰則が科される。

#### (7) 逮捕された子どもの権利

子どもが逮捕された際は、逮捕理由が深刻な犯罪であるか、逮捕に物理的に抵抗した場合を除いて手錠をかけないこと、子どもは逮捕の理由を知らされ、警察官は子どもへの取調べを開始する前に子どもの親、後見人又は近親者に連絡を取り、保護観察官を通して子どもの居場所、逮捕理由、接見の権利について通知すること、子どもの取調べには保護観察官又は親又は後見人の立会いを認めることが新たに定められた。また、告訴された子どもは、少年裁判所に対して代理人の任命を申請する権利を持つとする規定が追加された。

子どもに対するむち打ち刑は廃止され、有罪判決を受けた子どもによる社会奉仕活動の規定が新たに導入された。社会奉仕活動は、6 か月以内の期間に 120 時間を超えない時間実施するよう裁判所が命じる。

注 (インターネット情報は 2016 年 4 月 18 日現在である。)

- (1) マレーシア政府は、身体的刑罰を禁じる規定等、条約の批准を一部留保しており、法案審議でも留保取消しは未定としている。<<http://www.themalaymailonline.com/malaysia/article/child-act-amendments-to-comply-with-global-rights-convention-ministry-says>>
- (2) マレーシア犯罪防止基金によると、虐待を受ける児童の数が 2010 年の 3,257 人 (うち少女の被害は 2,238 人) から 2015 年には 4,453 人 (同 2,770 人) に増加し、身体的暴力を伴う虐待は 5 年間で 846 人から 1,167 人に増加した。<<http://www.nst.com.my/news/2016/03/133015/hasten-changes-act>>
- (3) 法案説明書 <[http://www.cljlaw.com/files/bills/pdf/2015/MY\\_FS\\_BIL\\_2015\\_39.pdf#zoom=80&statusbar=0&navpanes=0&pagemode=none](http://www.cljlaw.com/files/bills/pdf/2015/MY_FS_BIL_2015_39.pdf#zoom=80&statusbar=0&navpanes=0&pagemode=none)>を参照。
- (4) 2016 年 4 月現在は女性・家族・地域社会開発相が相当。